

アイドリングストップ支援機器導入助成制度要綱

(公社)大分県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）の会員事業所（以下「事業所」という。）が、取扱事業所及び販売店より蓄冷式・蓄熱式マット並びにクーラー、ヒーター等を購入する際、県ト協は代金の一部を助成することとし、もって、アイドリングストップ運動の推進に努めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象は、蓄冷式・蓄熱式マット並びにクーラー・ヒーターを導入する協会会員事業者に対して支出を行うものとする。

(助成額)

第3条 助成額は1枚につき購入価格（消費税除く）の1/4（上限10,000円）とするが、枚数は1事業所あたり、その事業者が保有する中型車及び大型車の車両台数の30%を限度とし、助成額の100未満は切り捨てとする。

但し、予定数30器とし、中型車及び大型車の車両台数の30%の台数が、1台に満たない事業所については、1台とみなす。

基準台数の換算は、トラクタとトレーラーについては、1セットとする。又上記30%で求められる小数点以下の数値については、四捨五入とする。

(申請手続)

第4条 会員事業所は、当該年度4月以降実施したものを、原則月ごとにその期間に取りまとめて、翌月の末日までに県ト協の申請様式に洩れなく記入のうえ、納品書（写し）、請求書（写し）、領収書（写し）を添付し、協会長宛申請するものとする。

申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合、申請受付を終了することもある。

(実施期間)

第5条 当該年度4月から2月末日までとする。

(雑則)

第6条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、交通環境対策委員会において協議するものとする。

(附則) 本要綱は、平成24年4月1日から適用する。

平成26年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日字句訂正

令和3年4月1日一部訂正

令和7年5月29日一部改正